平成２６年（フ）第５７９号
熊本県菊池市泗水町永4351番地10
債務者　木柑子　明
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１８号
熊本市南区城南町隈庄327番地　ひばりタウン拾壱、前住所熊本県宇城市豊野町糸石3594番地　糸石団地211号
債務者　岩本　　唯（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４６号
熊本県宇城市不知火町高良2193番地２　雇用促進住宅２号棟101号室
債務者　磯本　康臣
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６３１号
北九州市小倉北区三萩野１丁目７番６―405号
債務者　大石　久司
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５１５号
熊本市中央区八王寺町20番12―401号
債務者　向井　真一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２４号
熊本市北区八景水谷２丁目17番１号、前住所熊本市北区鶴羽田３丁目８番１号　エミネンスコート205号
債務者　黒田　聖哉
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３９号
名古屋市緑区鳴子町４丁目49番地　鳴子第６住宅602号
債務者　笹岡　美沙
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９５号
北海道川上郡弟子屈町湯の島１丁目５番５―205号
債務者　菅　　耕司
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２２４号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目１番地２　D29―152号室
債務者　谷口久実子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２２９号
北海道釧路郡釧路町光和４丁目18番地９　ザ・アレンジシン103号室
債務者　小林　彩菜
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
北海道野付郡別海町別海常盤町195番地の２
債務者　堀　ますみ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１２４３７号
神奈川県横浜市金沢区富岡西７丁目２―11―403
債務者　玉澤　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４４２号
東京都江戸川区上篠崎２―６―５　ブロッサムＫ103号、住民票上の住所東京都江戸川区船堀２丁目７―23
債務者　國井　和良
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４７９号
東京都荒川区東日暮里２丁目５―３　入江方
債務者　桝本　憲治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４８２号
埼玉県さいたま市浦和区大東２丁目８―５―201
債務者　中里　秀夫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部